

生活保護法改正に伴う医療扶助関連の改定概要

改正生活保護法が、2013年12月6日、可決、成立した。

これに伴い、指定医療機関に係るものとして以下の改定が実施される。なお、本概要と法成立に伴い発出された政令、通知については別途「保険医のための審査、指導、監査対策」の正誤表関連資料としてまとめ、保団連ホームページに掲載したので、ご覧いただきたい。概要中の頁数は正誤表関連資料の頁を指している。

1. 指定医療機関制度の見直し(2014年7月1日実施)

(1) 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件が明確化された。(法第49条の2、第51条)

- ① 指定要件:保険医療機関であること、指定の取消から5年を経過していること、取消処分前に指定辞退がなされて5年を経過していること、申請者が禁固刑以上の刑の執行中、又は執行猶予中でないこと、等の9項目を追加した(→P20)。

なお、指定の取消から5年を経過していない場合であっても、「当該開設者が当該指定の取り消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合」は除外することとされた(法第49条の2)。

- ② 取消要件:保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき、等の10項目を追加した(→P21)。

- ③ 施行に伴う経過措置として、以下が定められた。

ア 旧法により指定を受けている病院、診療所、薬局、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、医師または歯科医師は、施行日において改正法の指定があったものとみなされる(附則第5条第1項、4項、第6条、第7条)。

イ みなし指定を受けた病院、診療所、薬局は、施行日から1年以内(厚生労働省令で定める期間内)に医療機関の指定申請(法第49条の2第1項)をしなければ、2015年7月1日以降、指定の効力を失うこととされた(附則第5条第2項)。申請に際しては、各都道府県等から申請の案内が送付される予定のため、期限内に申請し更新するよう注意が必要である。

また申請は、「生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書」、及び「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書」の提出が求められる(様式は別途資料参照→P27)。上記申請の案内とともに送付されるので、記入の上、提出が必要である。

- ④ 指定を行った医療機関に対して、指定後、一般指導によって「生活保護に関する法令、告示及び通知に定める事項について周知徹底を行い、医療扶助に基づく医療等に対する理解が一層深まるよう取り組む」こととされた(「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日厚生省社会局長通知社発第727号)第4-1)。

(2) 指定医療機関の指定の有効期間について、6年間の有効期間(更新制)が導入された。(法第49条の3)

- ① 更新制の対象は病院、診療所、薬局(介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師は対象外)。

- ② 負担軽減の観点から、一部の診療所等について更新の申請を不要とする。

(注)更新の申請を不要とするものとは「指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその者と同一世帯に属する配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申出がないときは、更新の申請があったものとみなす」(「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日厚生省社会局長通知社発第727号) 第4-1)とされている。

(3) 生活保護指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応するとされた。

- ① 保険医療機関の指定取消に連動して、生活保護指定医療機関の指定取消が可能とされた。(法第 51 条)
- ② 生活保護指定医療機関の指定取消に連動して、都道府県知事は、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足る事実があるときは、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)に通知しなければならないこととされた(法第 83 条の2)。

(4) 過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象とするとされた。(法第 54 条)等

2. 指定医療機関への指導体制の強化(2014年7月1日実施)

- (1) 国(地方厚生局)による指導等も実施できるようにする(法第 50 条、第 84 条の4)。
- (2) 各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置する。

3. 指定医療機関への指導及び検査

「生活保護法による医療扶助運営要領について」(社発第 727 号通知)の改定

- (1) 上記2の(1)の改正に伴い、個別指導が厚生労働大臣又は都道府県知事が単独で行う指導と共同で行う指導に3区分され、健康保険における指導を参考に、指導対象の選定、指導方法等が詳細に定められた(→P30)。
- (2) 検査も同様に、健康保険における監査を参考に詳細に定められている(→P34)。

4. 後発医薬品の使用促進(2014年1月1日実施)

医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療保険に比べ医療扶助において使用割合が低いといった状況を踏まえ、後発医薬品の使用の促進の努力義務を法律上明記した(法第34条第3項)。